

第 152 回社会保養審議会介護給付費分科会議題への意見書

高齢社会をよくする女性の会理事

石田路子

1. 居宅介護支援の報酬・基準について(案)

「公正中立なケアマネジメントの確保」に関する【論点 4】において、「居宅介護支援事業者における利用者の立場に立った公正中立なケアマネジメントの確保に向けた対応を行ってはどうか。」とあり、【対応案】には「特定事業所集中減算については、必ずしも合理的で有効な施策ではないとの指摘（←会計検査院による）等を踏まえ、」という文言もある。現場では、特定事業所集中減算を避けるためのケアプランづくりになってしまうことの懸念も示されており、この議題については、あくまで利用者の利益を優先できるシステムを構築していただきたい。

「訪問回数の多い利用者への対応」に関する【論点 5】において、「訪問回数の多い利用者への対応を検討してはどうか。」とあり、【対応案】には、保険者である市町村が、こうした事例を確認・是正すべきとして、「ケアマネジャーが一定の回数を超える訪問介護を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとし、届け出られたケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行う」とある。その場合に、市町村における検証方法や内容については、地域性を踏まえるとともに、利用者の利益に立ったサービスを提供している適正事業者を育てていくことを目的としていただきたい。

居宅介護支援事業所及び訪問介護事業者については、利用者の居住する部屋の同一敷地内あるいは同一建物内においてサービス提供を行っているケースも多い。しかし、今後ますます一人暮らし高齢者が増えていくことが予測される状況で、ケアの担当者がすぐ近くにいてくれることの安心感を得るため、自宅から老人ホームや集合住宅への移住を選択する人も少なくない。サービス事業所と高齢者の居住地の「近さ」や訪問回数の「多さ」のみを減算対象にするのではなく、「なぜ近くなければならないのか」、「なぜ何回も訪問しなければならぬのか」という利用者ニーズの根拠に焦点を当てた上で加算・減算を考えていただきたい。